

薬局等構造設備規則に規定された調剤に必要な設備器具の状況

設備器具の名称	有	無	設備器具の名称	有	無
イ 液量器			ロ 温度計 (100 度)		
ハ 水浴			ニ 調剤台		
ホ 軟膏板			ヘ 乳鉢 (散剤用) 及び乳棒		
ト はかり (感量10・100mg)			チ ビーカー		
リ ふるい器			ヌ へら (金属製及び角製又はこれに類するもの)		
ル メスピペット			ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー		
ワ 薬匙 (金属製及び角製又はこれに類するもの)			カ ロート		
ヨ 調剤に必要な書籍 指導基準として、調剤に必要な書籍は次のようなものとしている。 ① 日本薬局方及びその解説書又は注解付き日本薬局方 ② 薬事関連法規 (「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、 「薬剤師法」、「麻薬及び向精神薬取締法」) ③ 調剤技術に関するもの (調剤指針等) ④ 添付文書に関するもの添付文書集又は取り扱う医薬品の添付文書をファイルしたもの)					

※イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りる。

薬局製剤製造業に必要な設備・器具の状況

設備器具の名称	有	無	設備器具の名称	有	無
イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置			ロ 試験検査台		
ハ デシケーター			ニ はかり (感量1mg)		
ホ 薄層クロマトグラフ装置			ヘ 比重計又は振動式密度計		
ト pH計			チ ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
リ 崩壊度試験器			ヌ 融点測定器		
ル 試験検査に必要な書籍 指導基準として、試験検査に必要な書籍は調剤に必要な書籍の他、薬局製剤業務指針が該当するものとしている。					

注) ニ、ホ、ト、リについては、(一社)岡山県薬剤師会と契約している場合は「有」欄に『契』と記載すること。